

- 自治体連携型補助金による措置に加え、繰り返しの自然災害に見舞われている特殊性に鑑み、地域に不可欠な施設が運営継続できるよう、医療施設・社会福祉施設に対する復旧支援等を実施

医療施設の復旧支援

- 医療機関について、同一地域での度重なる自然災害に関する災害復旧費の特例を実施
(現在) 公的医療機関の補助率：2／3、政策医療実施機関の補助率：1／2 等
(特例※) ① 中小等の医療法人等が運営する医療機関（政策医療実施機関以外も含む。）に対する 最大3／4補助
② 多重被災等の要件を満たす医療機関に対する 定額補助

※ いずれも地域に不可欠な医療を提供する医療機関であって、特に公的支援が必要である者。公費支援は、国：地方＝2：1。

社会福祉施設の復旧支援

- 特別養護老人ホーム等について
 - ・ 災害復旧費の補助率を 5／6（国2／3、地方1／6）に引上げ
 - ・ 事業再開に要する経費の補助額を 600万円に引上げ（定額補助）
- 同一地域での度重なる自然災害に関する災害復旧費の特例として、社会福祉法人・医療法人等が運営する有料老人ホーム等についても上記の支援対象に追加

断水が続く施設への支援

- 医療機関・社会福祉施設における断水中の手洗い、シャワー等の確保のための 小規模分散型水循環システムの導入を支援
- 医療施設・社会福祉施設が利用する 井戸の現状復帰や枯渇等の場合の代替井戸の掘削など、サービスの提供に向けた 原形復旧費の支援、早期水道使用のため施設敷地内の 破損した配管に関する検査費の支援を実施

障害者支援施設等の災害復旧(施設・設備等整備)事業

予備費
(1) 1.3億円 (2) 1.3億円

令和8年熊本地震により被災した障害者支援施設等に関し、その速やかな復旧を図り、被災地における障害福祉サービス等の提供体制を確保する。

1. 事業概要

(1) 障害者施設等の災害復旧(施設整備)事業

被災した障害者施設等に対し、事業の復旧に要する施設整備の費用の一部を助成する。

(2) 障害者施設等の災害復旧(設備等整備)事業

被災した障害者施設等に対し、事業の復旧に要する備品・設備等の費用を助成する。

2. 負担割合

(1) 障害者施設等の災害復旧(施設整備)事業

国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/4 設置者1/4 (※1、※2)

※1 激甚法対象施設(公立施設の一部)については、激甚法に基づいて補助率を嵩上げ。

※2 激甚法対象外の施設については、補助率を嵩上げ。

公費3/4(国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4)、設置者1/4

→ 公費5/6(国2/3、都道府県・指定都市・中核市1/6)、設置者1/6

(2) 障害者施設等の災害復旧(設備等整備)事業

定額(10/10相当)

3. 補助の流れ

